17川監公第1号 平成17年1月11日

監査の結果について (公表)

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第4項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 舘 健 三

同 奥宮京子

同 本間悦雄

同 西村英二

監査の種別 定期監査

監査の対象 健康福祉局(地域福祉部)

港湾局(港湾整備部、川崎港港務所)

幸区役所(建設センターを除く。)

麻生区役所(建設センターを除く。)

監査の範囲 平成16年度執行の財務事務

監査の期間 平成16年9月21日から

平成16年12月24日まで

監査の結果

今回の監査は、収入、支出、契約及び財産管理に関する事務が適正かつ効率的に執行されているかについて、関係書類及び現地を調査した。

その結果、次のとおり改善措置を要する事項が見受けられた。

1 契約方法について改善すべきもの

老人医療費支給決定通知書の作成については、はがきの印刷業務と圧着加工業務に分割して予算執行し、それぞれ随意契約で行われていた。

はがきの印刷業務については、少額となるよう複数回に分割して予算執行しており、その結果1者のみから見積書を徴して随意契約の取扱いが行われ、毎回同一業者が受注していた。さらに、圧着加工業務については「印刷の際付着する接着剤と圧着加工機械が適合している。」との理由により、印刷業務の請負業者と随意契約をしていた。

しかしながら、はがきの印刷業務については、年度の使用数量の予測が可能であることから、一括して予算執行すべきである。また、印刷の際付着する接着剤と圧着加工機械との適合が条件であるならば、印刷業務と圧着加工業務は分割すべきではない。契約の公正性、透明性及び競争性を確保するために、特段の理由がない限り一括して予算執行し、現在のような

随意契約の取扱いを避けるよう契約方法を改善されたい。

(健康福祉局地域福祉部福祉医療課)

2 切手の管理を適正に行うべきもの

切手の管理について、川崎市物品会計規則(昭和39年規則第32号)第37 条第1項及び第2項に基づく物品の交付請求、払出し等の手続を行っていなかった。また、必要数量を大幅に超えて保有していた。

規定に基づき適正な手続を行うとともに、予算の有効活用や盗難等の事 故防止を図るため、必要最低限の保有をするよう適正な管理を行われたい。 (健康福祉局地域福祉部福祉医療課)

3 運搬給水業務について改善すべきもの

運搬給水は、川崎港及び周辺に係留又は停泊している船舶に対して運搬 給水船により給水を行うもので、港湾局が船舶給水業務を水道局から引き 継いだ昭和45年から平成14年度までは給水船傭船契約により、さらに15年 度からは業務委託契約により業務を行っている。

業務委託契約については「経験豊富で川崎港にも精通しており、他に同様の船舶給水業務を行いうる業者が見当たらない。」ことを理由として随意契約しており、昭和45年以来同一業者と契約している。

運搬給水については近年需要が減少しており、平成6年度を基準にこの10年間で比較してみると、15年度の給水件数は21.1%、給水量は24.4%、運搬給水収入は23.5%となっており、大幅に減少しているのに対して、運搬給水にかかる経費は82.7%とさほど減少していない。特に14、15年度について見ると、いずれも運搬給水収入が550万円程度であるのに対して、運搬給水経費は6,000万円を超えている。16年度についても年間委託料5,775万円で業務委託しているが、4月から9月の業務実施状況を見ると、月平均の稼働日数は8.5日、給水件数は10.5件で、9月までの運搬給水収

入は212万円となっている。

以上のことから、運搬給水業務については給水需要の変化に対応し、また費用対効果の点からも、例えば運搬給水を岸壁からの直接給水で代替するなど業務そのものの見直しを行うべきである。また、速やかな見直しが難しい場合には、少なくとも現状の業務実施状況や作業量に見合った適正な委託経費積算方法に改められたい。

(港湾局川崎港港務所業務課)

4 委託料の積算を適正に行うべきもの

自動車台ばかり保守及び定期点検業務委託については、機器の正常かつ 円滑な稼働を目的として年2回の保守点検と年1回の定期点検の実施を内 容としている。このうち、定期点検については契約書において計量法(平 成4年法律第51号)第25条第1項に規定する定期検査に代わる計量士によ る検査を実施し、同検査に合格するために必要な給油、清掃、調整等を行 うものとされていた。定期点検の点検項目としては、機器の指示計の点検、 計量値の調整、検査に関する届出等の手続が含まれ、委託料73万5,000円 の内訳は、保守点検2回分が14万7,000円、定期点検分が58万8,000円と なっていた。

しかしながら、自動車台ばかりの定期検査等の周期については、計量法第21条第1項及び同法施行令(平成5年政令第329号)第11条で2年に1回と定められており、当該自動車台ばかりは平成15年11月に定期検査に代わる計量士による検査を実施していることから、平成16年度は定期点検を実施する必要はなく、委託料のうちの定期点検分は不要な経費である。

港湾局では、機器の老朽化に対応するため定期点検と同等の自主点検を 実施しているためとのことであるが、そうであれば契約書において点検の 内容及び項目を明確にしておくべきである。 委託経費の算定に当たっては、必要な業務内容及び積算内訳を精査し、 経費の節減に努められたい。

(港湾局川崎港港務所業務課)

5 業務委託について実施業務の重複を改善すべきもの

港湾局川崎港港務所業務課で執行している東扇島構内道路等清掃委託については、構内道路の清掃とともに北公園、中公園及び緑地緑道周辺の清掃を業務内容としている。また、同じ港湾局の企画振興課で執行している川崎市港湾振興会館等管理委託においても港湾振興会館等の管理委託に加えて北公園、中公園及び緑道の清掃業務を業務内容として含めていた。

同一の内容の業務を2つの契約で重複して委託しているので、今後は各 課の業務委託等の予算要求、執行内容について重複等がないか十分な チェックを行い、適正かつ効率的な事業執行に努められたい。

(港湾局川崎港港務所業務課)

6 現金取扱いに係る事故防止に万全を期すべきもの

生活保護扶助費のうち、定例分は毎月指定された日に、受給者あて支給 し、支給方法は現金又は口座振替によっている。

このうち、幸区役所保健福祉サービス課における現金による支給の方法 は次のとおりである。支給日の朝9時30分までに、保健福祉サービス課の 職員が、管理職立会いのもと、受給者ごとに生活保護扶助費を袋詰めする。 袋詰めした生活保護扶助費は、保健福祉サービス課の窓口において、警備 員を配置したうえで受給者に手渡しにより支給している。

現金による生活保護扶助費の支給はやむを得ない面があるが、現金による支給は、紛失等の事故発生の可能性が口座振替の方法による支給よりも高いことから、事故防止に万全を期するとともに、できる限り口座振替の方法によるよう努められたい。

(幸区役所保健福祉センター保健福祉サービス課)

7 補助金交付について改善すべきもの

各区において毎年度実施されている区民祭については、主に区民からの 賛助金などにより運営されているが、その他に各区民祭実行委員会に対し てそれぞれ補助金が交付されている。

幸区民祭及びあさお区民まつりへの補助金交付要綱によると(1)事務局運営費(2)その他目的達成のために必要な事業に対して交付するとなっており、補助対象経費が不明確となっている。両区民祭実行委員会の平成15年度決算を見ると、14年度からの繰越金を差引いた単年度収支では補助金を含めた収入が支出を上回っており、さらに、繰越金を含めた収支では、補助金額を上回る剰余金が生じていた。同補助金は、額は確定したものとして前金払で支払っており、収支状況に関わらず精算は行われないので、剰余金は、幸区民祭では積立金及び繰越金に、あさお区民まつりでは繰越金として処理されていた。

また、川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年規則第7号)第11 条により補助金の交付を受けた者は補助事業が完了したときは実績報告書 を提出することとされているが、幸区民祭実行委員会への補助金について は、15年度の補助事業に係る実績報告書が提出されていなかった。また、 その報告を求めることなく、16年度の補助金を交付していた。

この補助金の必要性は認識するが、こうした状況は改善を要するものである。補助金の目的及び内容を整理して、補助対象経費の範囲を明確にし、収支結果によっては精算も可能となるよう補助金交付の方法を概算払に改めるなど、当該補助金交付要綱を見直されたい。また、実績報告書の遅滞のない提出を求められたい。

(幸区役所総務企画課、麻生区役所区民生活部地域振興課)

8 市民活動団体の運営事業委託について見直しを図るべきもの

魅力ある区づくり推進事業のひとつとして、市民が行政とともに、麻生区のまちの課題を解決し、住み良いまちづくりを推進することを目的に「麻生区まちづくり市民の会」(以下「市民の会」という。)が設置され、各種のまちづくり実践活動等を行っており、麻生区役所地域振興課がその事務局となっている。市民主体のまちづくりを推進する業務を委託するとの考え方により、市民の会の運営について市民の会自身に委託しているが、業務委託として見ると不自然であり、また委託内容も明確とはいえない。

このような市民との協働型事業は今後も増加が見込まれるが、事業の目的、市の業務との関係などを整理して実施する必要がある。市民の会については次年度も活動していくとのことであるので、業務の遂行方法を検討し、業務委託であれば委託の目的及び業務内容を明確にし、市民意見の集約や地域の課題の把握など具体的な成果が得られるよう見直されたい。

(麻生区役所区民生活部地域振興課)

9 備品の管理について適正に行うべきもの

平成15年4月に課の統廃合により新設された麻生区役所地域保健福祉課及び保健福祉サービス課における備品の管理状況については、備品整理簿における使用区分が未入力となっているもの、他課との保管換え手続がされていないものなどが見受けられた。

これらは、課の統廃合前から未整備であったこと、統合時の事務引継ぎが不十分であったことなどに起因するが、その後もこうした状況が改善されないまま現在に至ってきたことによるものである。早急に帳簿の整備等を行われたい。

(麻生区役所保健福祉センター地域保健福祉課、同保健福祉サービス課)